

史学委員会分科会の設置について

分科会等名：歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。) | 史学委員会 |
| 2 | 委員の構成 | 15名以内の会員又は連携会員 |
| 3 | 設置目的 | <p>現在も恒常的に発生し続けている文書(記録)は、公文書・私文書を問わず将来の歴史資料となる。その何を残し、何を廃棄するかを選別し、これらを保存・管理・公開する任務を担う人材をアーキビストといい、こうした仕組みをアーカイブズ制度という。この制度が歴史研究にとって重要な意味をもつことは言を俟たないが、我が国のアーカイブズ制度は国際的に最も後発で、整備が遅れており、社会的認識も十分ではない。</p> <p>そこで、本分科会では、(1)すでに歴史資料として認識されている古文書などの保存・管理・公開の問題点を十分に検討するとともに、これとあわせて(2)将来の歴史資料となる現用文書も含めた保存・管理・公開に関して、いま何が問題となっているのか、を検討していきたい。くわえて、(3)日本学術会議自体のアーカイブズについても、整理し、その保存・管理・公開に向けて提言をしたい。</p> |
| 4 | 審議事項 | <p>1. 被災文書の復旧とその後の復興について</p> <p>2. アーカイブズ制度の改善に向けて</p> <p>3. 日本学術会議アーカイブズの構築とその保存・管理・公開について</p> <p>に係る審議に関すること</p> |
| 5 | 設置期間 | 平成29年10月30日～平成32年9月30日 |
| 6 | 備考 | |